

## 第9期事業計画

### (1) 映像実演の権利処理を適正に行う事業【権利処理】

- ①実演権利者より委任を受けた一任型の許諾及び分配に関する業務について、委託者の権利の内、文化庁指定団体業務等に係る権利、放送番組全部利用のビデオグラム化、番組販売および送信可能化等に係る権利を公益社団法人日本芸能実演家団体協議会に復委任するとともに、権利処理を適正に行う。
- ②実演権利者より委任を受けた一任型の許諾及び分配に関する業務について、委託者の権利の内、有線放送同時再送信および、IP マルチキャスト送信に係る権利を一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構に復委任をし、権利処理を適正に行う。
- ③実演権利者より委任を受けた非一任型の許諾及び分配に関する業務について、独自の電子許諾システム「PREX」を利用し、映像作品の部分利用や対象実演家の写真・肖像の使用等について権利処理を適正に行う。
- ④映像作品の部分利用等について、より円滑に権利処理を行うため、申請受付や許諾回答など「申請者—PRE—委託者」間における相互伝達を全て PREX 上で行うことを目指す。それに伴い、在阪の放送局への PREX 導入について検討・協議を行う。
- ⑤映像作品の部分利用等について、在京民放5社との間で、基本ルールの見直しを行い、覚書等締結に向けて引き続き協議を進める。
- ⑥一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構に申請された放送番組全部利用について、許諾回答を行う等、権利処理を適正に行う。
- ⑦放送番組全部利用のうち、ビデオグラム化については、その発売について、ホームページや「季刊 PRE」への掲載、メールの配信等で、委託者へ告知を行う。
- ⑧放送番組等の円滑な利用促進のために、円滑な権利処理に資するべく、事業内容等を明確にしたパンフレットや広報誌「季刊 PRE」などを配布し、アウトサイダー等からの委任受託の拡大に努める。

### (2) 使用料等の徴収と適切な分配を行う事業【徴収・分配】

- ①前(1)により受領・徴収した使用料等の適切な分配を、本年6月と11月に行う。
- ②徴収及び分配業務の安全かつ確実な実施のために、分配金システム及び PREX の機能を向上させる。
- ③委託者へ迅速かつ正確な分配を実現するために、支払い計算書などがインターネット上で確認できる専用ページを設置する。
- ④委託者へより多くの使用料の分配を行うために、放送番組の送信可能化やビデオグラム化などの権利処理について、より効率的な使用料等の徴収業務を行う方策を検討する。

### **(3) 映像実演の権利者に関するデータの収集と管理 【委任管理】**

- ①実演権利者の権利処理を適切に行うため、委任状を取得・管理し、データの厳正な整備・管理を行う。
- ②分配金システムや PREX において、委託者や PREX 利用者の情報を厳正に整備・管理するため、大幅なシステム改修を行う。
- ③事務局内における委任情報の管理については安全管理措置を講じ、情報保護に努める。
- ④公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構および社員団体等の他、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN など、各関連団体等と協力の上、委任情報を共有し、情報の整備及び適切な管理を行う。また、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構の共有システム使用には第三者はアクセスできない回線を使用する等、安全性の確保を行い、さらに、複数のシステムを使用する複雑性についても、各団体と協力し利便性の向上を図る。

### **(4) 著作隣接権および肖像権に関する調査研究とその成果の発表 【調査研究】**

- ①セミナーを定期的で開催し、実演家の権利と、放送や新しいメディアによる利用などに関する知識を広める。
- ②実演家の権利拡大のため、実演家の権利等の調査研究を行う。

### **(5) 映像実演の利用と流通に関する調査研究とその成果の発表 【調査研究】**

- ①実演家の権利やめまぐるしく変化する映像作品を取り巻く状況等についてシンポジウムを開催する。
- ②日本放送協会および民放各社の放送番組の内容と出演者などに関する大規模な調査を行い、その成果を公表する。

### **(6) 映像実演の権利と利用流通に関する普及広報活動 【広報広告】**

- ①実演家をとりにくく権利の問題や、放送や配信等における話題を中心に、普及啓蒙活動を行うため、広報誌「季刊 PRE」の誌面と、ホームページにおけるコンテンツの充実を図る。
- ②関係各所へ本機構の広告を行い、実演家の権利についての認知を向上させ、コンテンツの利用流通の円滑化を図る。

### **(7) 関係団体および利用者との連絡提携 【関係団体・放送局等】**

- ①公益社団法人日本芸能実演家団体協議会の運営に参加し、事業の協力を行う。
- ②一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構の運営に参加し、事業の協力を行う。
- ③一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人

演奏家権利処理合同機構 MPN など、各関連団体等との緊密な連携提携、および情報交換を行う。

- ④コンテンツの円滑な流通促進のため、関係省庁の会議やワーキンググループ等に参加、協力を行う。

## (8) その他、目的を達成するために必要な事業

- ①芸能活動推進と実演家の地位の向上に資する諸事業を検討し、実施する。  
その一環として、テレビドラマ等のコンテンツ制作を行う。あわせて、これまで制作したコンテンツの活用も検討し、実施する。
- ②PRE セミナーや「季刊 PRE」の巻頭インタビュー、また、ホームページに掲載している「事務所探訪」などを通し、本機構と委託者との連携の強化をはかる。
- ③公益社団法人化の検討を行い、諸外国の権利処理団体との交流及び連携を見据えた法人名称への変更準備を進める。
- ④本機構の運営基盤を確かなものとするため、賛助会員入会の勧誘活動を行う。
- ⑤私的録音録画補償金制度の先行き不透明な状況をはじめとして、二次使用料を取り巻く状況が不安定であることを鑑み、安定的に事業が継続できるよう、長期的視野で、事務所の賃料の負担を軽くすべく、事務所移転を検討する。
- ⑥実演家の権利のあり方についての調査研究、情報収集及び、諸外国の権利処理団体との連携を見据え、諸外国の団体や国際機関との積極的な交流を図り、会議等に参加する。
- ⑦本機構の円滑な運営を進めるため、規程類の見直しを行う。
- ⑧事務局職員の業務能力向上、および情報セキュリティの確保のための講座受講や、実演に関する知識・教養を深めるため演劇鑑賞等の研修を行う。
- ⑨分配金システムや PREX などのシステム保護、及び、パソコン上での安心安全な業務遂行のため、サーバの入れ替えを検討する。

以上